ほけんだより 5月

令和5年5月2日
五所川原農林高等学校
保　健　室

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

すでに報道等で知っている人も多いと思いますが、5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に移行されます。それに伴い、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策も変更となります。

学校における５類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策

１　平時から求められる対策　≪ポイント：健康観察・換気・手指衛生と咳エチケット≫

（１）家庭との連携による健康状態の把握

・引き続き、朝のSHRでの**健康観察**を実施し、みなさんの健康状態の把握をします。咽頭痛、咳などふだんと異なる症状がある場合は必ず申し出てください。

（２）適切な換気の確保

・気候上可能な限り、**常時換気**を行います。ほか、CO2モニターを活用した換気を行い、二酸化炭素濃度が**1,000ppm以下**の状態を維持するようにします。

（３）手洗い等の手指衛生や咳エチケットの励行

・接触感染を避けるための**手洗いや手指消毒**及び飛沫を飛ばさないための**咳エチケット（マスクの着用、ティッシュやハンカチ、袖などで口・鼻を覆う）**を行いましょう。

２　出席停止の取扱い

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止は（１）のとおりとなります。

それ以外については基本的には欠席となります。

（１）医師の診断により陽性が判明した場合 ⇒出席停止となります

①有症状（何かの症状がある）患者の場合

発症日を０日目として5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、6日目から登校が可能。

ただし、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

②無症状（何も症状がない）患者の場合

検体採取日を0日目として6日目から登校可能。

ただし、検体採取日から7日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

＜咳エチケット＞

（２）同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合

・登校の制限はありません。

（３）発熱や咽頭痛、咳等のふだんと異なる症状がある場合

・無理をせず、自宅で休養することを推奨しますが、登校の制限はありません。

・咳などがある場合は、咳エチケットを行うようお願いします。

※ なお、上記の対策の内容については、感染流行時等には変更となることがあります

参照：令和5年5月1日付 県立学校における5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

対策は変更となりますが、コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。 コロナだけではなく、インフルエンザ等の感染症の流行を防止するためにも、**平時からの感染対策**や**自分の免疫力を高めておくこと**は大切です。みんなが健康で安全に学校生活を送れるよう、自分ができることは自分でしっかりと行いましょう。みなさんのご協力をお願いします。

《感染症対策をしよう！》

換気の徹底

常時換気

手指の衛生

手洗い・手指消毒

健康観察

咳エチケットの徹底

― みなさんのご協力をお願いします！―

食事、休養や睡眠をしっかりとり、
疲労回復につとめよう

楽しい連休を！

５月は熱中症の発生が多い月と言われています。
急に暑くなった日、湿度が高い日などは熱中症の危険が高くなります。
体調が悪い時は無理をしない、こまめに水分補給をすることが大切です。